

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・株券を当社の口座でお預かりする場合には、口座管理料を頂戴いたしません。
- ・株券の名義書換を当社が代理して行う場合は、各銘柄ごとに540円(税込み)の代行手数料を頂戴いたします。
- ・残高証明書は1通につき1,080円(税込み)の発行手数料を頂戴いたします。なお、法人のお客様で監査法人指定の残高証明書が必要な場合は、3,240円(税込み)の発行手数料を頂戴いたします。
- ・取引証明書はお取引1件につき1,080円(税込み)の発行手数料を頂戴いたします。
- ・顧客勘定元帳等の写しは1年間(1年間未満の場合は1年間に切り上げます。)につき1,080円(税込み)の交付手数料を頂戴いたします。
- ・お預かりしている有価証券等を他社へ預け替える場合、1銘柄につき1,080円(税込み)の振替手数料を頂戴いたします。
- ・相続のお手続きにつきましては、1件につき3,240円(税込み)の手数を頂戴いたします。また、その際に株券の名義書換を当社が代理して行う場合には、上述の名義書換代行手数料も併せて頂戴いたします。
- ・金銭のお預かりについては、料金を頂戴いたしません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	日本クラウド証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第115号
本店所在地	〒106-0032 東京都港区六本木7丁目4番4号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100,000,000円（平成29年3月28日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成9年7月
連絡先	電話 03-6447-0011 FAX03-6447-0012

（平成29年3月28日）